

社会福祉事業者のみなさまへ

熊本県福祉サービス 第三者評価制度

KUMAMOTOKEN



©2010 熊本県くまモン

福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価とは、福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、**公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う**仕組みです。

第三者評価を実施するメリットは？

良い点、改善点などの「気づき」が得られます！ ～受審事業者からの声～

- ★サービスや経営の良い点、気づけていないアピールポイント、改善点及び問題点など、新たな「気づき」が得られ、PRポイントや改善のヒントが得られました。
- ★「利用者調査(匿名)」から、利用者の満足度や意向を、評価機関を通じてフィードバックされることによって、サービスの質の向上に役立てることができました。
- ★「事業評価」から、事業所の組織運営やサービスの質の評価など、事業所の具体的な運営概要を再確認することができました。
- ★マニュアル等の見直し、整備等の再確認をすることができました。

利用者への情報提供とPR！

- ★評価結果は熊本県ホームページやワムネットで公表されますので、利用者・家族に事業者の考えや取り組み、創意工夫、独自性及び実績などをPRできます。

誰が評価するの？

県が認証した公平・中立な立場の第三者評価機関が専門的・客観的に評価します。

第三者評価機関はどのようにして選ぶの？

第三者評価機関は、事業所の皆さんが自ら選択し、契約を締結します。

なお、熊本県ホームページでは最新の第三者評価機関の情報（評価機関の詳細情報、評価の流れ及び料金表）を掲載しています。

★熊本県ホームページ（評価機関）：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/108217.html>

評価対象はどんなサービス？

○高齢者・介護サービス

特別養護老人ホーム

通所介護

訪問介護

養護老人ホーム

軽費老人ホーム

○障がい者・児サービス

障がい児・者（居住系サービス）

障がい児・者（通所系サービス）

障がい児・者（訪問系サービス）

○生活保護関係サービス

救護施設

○児童サービス

保育所

児童館

放課後児童クラブ

○社会的養護関係サービス

児童養護施設

乳児院

児童心理治療施設

児童自立支援施設

母子生活支援施設

自立援助ホーム

第三者評価の具体的実施内容は？

第三者評価では利用者の声を聞く『利用者調査』と、事業者のサービス内容や組織運営を評価する『事業評価』を行います。

○利用者調査

利用者本人のサービスに対する意向や安心感、満足度等を把握するもの。

「利用者調査」は「アンケート方式」、「聞き取り方式」のほか「観察調査」を付加するなど、利用者の状況に応じた方式で行います。

○事業評価

事業所の組織運営や提供されているサービスの実施概況・質等を評価するもの。

評価基準に基づいて事業者が行う自己評価の結果と、事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、組織運営やサービスの実施状況を把握・検証する方法により評価します。

受審費用の補助はありますか？（R4.7.1 現在 ※詳細は施設所管課にお問い合わせください。）

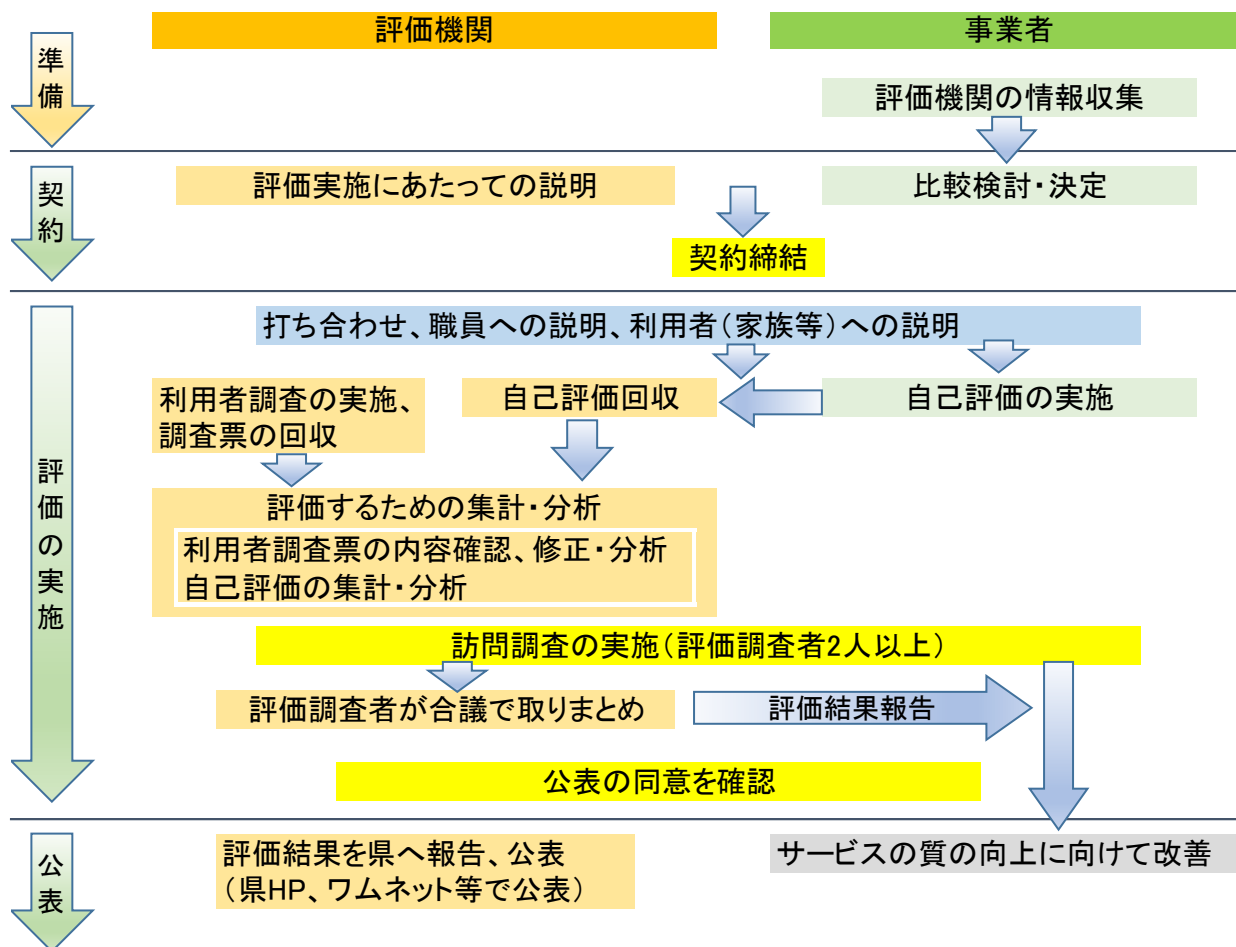
○社会的養護関係施設は、上限 314,000 円が措置費の第三者評価受審加算として算定されます。（3年に1度）

○保育所は、受審費用の半額程度（最大 15 万円）の補助があります。（5年に1度）

○放課後児童クラブは、1事業所当たり 30 万円加算されます。（3年に1度）

○就労継続支援A型は、第三者評価の評価結果を公表すると基本報酬のスコアに反映されます。

福祉サービス第三者評価の流れ



福祉施設・事業所における受審の効果

評価結果は、よりよい福祉サービスに向けた「到達度」であり、受審をきっかけに、職員が福祉サービスの質の向上、改善を考え、取り組むなどの効果があります。

- ★第三者評価の受審、自己評価の取り組みなどを通じて、職員のサービスの質に対する意識や改善意欲、福祉サービスの提供への責任感が高まります。
- ★第三者評価項目が求める、福祉サービスの質を理解する機会となります。
- ★福祉サービスの質の向上における組織的、継続的な取組を促進します。
- ★自己評価の実施は、福祉施設・事業所の福祉サービスの現状を把握する取り組みです。
- ★自己評価をとおして、日々の福祉サービス提供を振り返ることにより、改善に向けた課題や取り組みが職員に共有され、その組織的な取り組みにつながります。
- ★よりよい福祉サービスに向けた、さらなる目標の設定や体制づくりに活用できます。
- ★第三者評価を受審し、その評価結果を公表することで、地域の人々等に対して福祉サービスの質の向上に意欲的に取り組む福祉施設・事業所であることの理解を促します。

福祉サービス第三者評価結果を公表しています。

評価結果は受審事業者の同意を得て、熊本県ホームページ、ワムネットに掲載しています。

- ・ 熊本県ホームページ <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/2463.html>
- ・ ワムネット <https://www.wam.go.jp/wamappl/oc02/003hyoka/hyokekka2.nsf/aHyokaKekka?OpenAgent&TDFK=43>

第三者評価機関の一覧 (令和7年(2025年)4月1日現在)

特定非営利活動法人 あすなろ福祉サービス評価機構

- 代表者: 理事長 國津 英愛
- 住 所: 熊本市中央区南熊本3丁目 13-12-205
- 電 話: 096-366-1775 ファックス: 096-366-1775
- E-mail: asunaro-fukusi@giga.ocn.ne.jp

NPO法人 九州評価機構

- 代表者: 理事長 岡部 香月
- 住 所: 熊本市中央区神水2丁目 5-22
- 電 話: 096-382-7879 ファックス: 096-300-3260
- H P: <https://9hyouka.jimdofree.com/> E-mail: 9hyouka@gmail.com

特定非営利活動法人 ワークショップ「いふ」

- 代表者: 理事長 日浅 寿子
- 住 所: 熊本市中央区水前寺3丁目 15-1
- 電 話: 096-384-6939 ファックス: 096-383-7262
- H P: <https://workshopif.jp/> E-mail: workshop.if@nifty.com

特定非営利活動法人 NPOまい

- 代表者: 理事長 江崎 貞利
- 住 所: 熊本市中央区草葉町 1-13-205 (主たる連絡先) 天草市志柿町 6327-2
- 電 話: 0969-24-8001 ファックス: 096-356-3262
- H P: <https://npomai.jp/> E-mail: kohnannomori@lib.bbq.jp

一般社団法人 熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業

- 代表者: 会長 深谷 誠了
- 住 所: 熊本市東区健軍本町 1-22 東部ハイツ 105
- 電 話: 096-285-7761 ファックス: 096-285-7762
- H P: <http://kumacsw.com/> E-mail: kumacsw@lime.plala.or.jp

株式会社 評価基準研究所

- 代表者: 代表取締役 谷口 仁宏
- 住 所: 東京都千代田区内神田 2-7-4 三井ビル 3階
- 電 話: 03-3251-4150 ファックス: 050-3737-0943
- H P: <https://ires.co.jp/> E-mail: jin@ires.co.jp

株式会社 M&M PLUS

- 代表者: 代表取締役社長 織田 元一
- 住 所: 熊本市南区近見 2丁目 8-21
- 電 話: 096-321-7110 ファックス: 096-328-5110
- E-mail: m.m.oda@amber.plala.or.jp

NPO法人 きずな エール(YELL)

- 代表者: 理事長 平住 美智代
- 住 所: 八代郡氷川町野津 4600
- 電 話: 0965-65-5080 ファックス: 0965-52-5765
- H P: <http://yell-npokizuna.sakura.ne.jp/> E-mail: npo-kizuna.yell@aroma.ocn.ne.jp

熊本県健康福祉部 長寿社会局 社会福祉課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL 096-333-2196
E-mail shakaifukushi@pref.kumamoto.lg.jp